

平成18年西東京市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 平成18年7月25日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後2時55分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員
委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 大 後 みき子
委 員 宮 田 清 蔵
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員
学 校 教 育 部 長 村 野 正 男
学校教育部参与兼教育庶務課長 二 谷 保 夫
学校教育部主幹(教育庶務課) 小 野 隆
学校教育部副参与兼学務課長 富 田 和 明
学校教育部副参与兼指導課長 大 町 洋
統 括 指 導 主 事 中 村 豊
指 導 主 事 小 坂 和 弘
指 導 主 事 岡 本 賢 二
指 導 主 事 渡 邊 重 幸
学校教育部副参与兼教育相談課長 長 澤 和 子
生 涯 学 習 部 長 名 古 屋 幸 男
社 会 教 育 課 長 宮 寺 勝 美
入 ポ ー ツ 振 興 課 長 東 原 隆
保 谷 公 民 館 長 相 原 昇
中 央 図 書 館 長 小 池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白 井 清 美
教育庶務課庶務係主任 後 藤 幸 男
- 7 傍聴人 1人

平成18年西東京市教育委員会第7回定例会議事日程

日 時 平成18年7月25日(火) 午後2時～

会 場 市防災センター6階 講座室2

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第26号 西東京市教育委員会表彰について

第3 議案第27号 平成19年度使用西東京市立小・中学校心身障害学級教科用図書
の採択について

第4 報告事項 (1) 西東京市障害児教育検討会最終報告

(2) 東京都教育委員会 児童・生徒の学力向上を図るための調査
結果について

(3) (仮称)保谷駅前公民館・図書館施設整備基本計画

第5 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成 1 8 年第 7 回定例会
(7 月 2 5 日)

午後 2 時 0 2 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 1 8 年西東京市教育委員会第 7 回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は大後委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第 2 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度西東京市教育委員会表彰についての提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、西東京市教育委員会表彰規則に基づき表彰するものでございます。表彰規則では、「学校教育の振興に寄与した者、体育・文化活動に寄与した者、その他」となっておりますが、今回は、その中で体育に寄与した者を対象に議案として御提案するものでございます。

詳細につきましては事務局から説明いたさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。私の方からは以上でございます。

名古屋生涯学習部長 それでは、教育長に補足して御説明申し上げます。

恐れ入りますけれども、2 枚目以降の資料の方に沿いまして御説明申し上げたいと思います。

まずお 1 人目でございますけれども、小倉トシ子さんは、昭和 5 5 年、旧田無市バドミントン連盟入会以来 2 6 年間の活動をいたしております。現在は西東京市バドミントン協会を総務部長といたしまして支えるとともに、指導者としても貢献いたしているところでございます。

お 2 人目の栗本正二さんにつきましては、みずからのチームの監督を務める傍ら、西東京市軟式野球連盟理事を長年務め、特に青少年の育成に御尽力を注いでいるところでございます。

3 人目の安斉敏之さんにつきましては、西東京市躰道協会に所属し、御自身においても第 2 1 回・第 2 8 回全日本躰道選手権大会団体実戦に優勝し、また平成 1 6 年には、4 段錬士を取得するなどして、後進の指導・育成にも寄与いたしているところでございます。

4 人目の深澤秋子さんにつきましては、西東京市民踊舞踊連盟におきまして、「踊るスポーツ団体」といたしましての活動に参加し、指導員、役員を歴任しているところでございます。

5 人目の保谷實さんにつきましては、昭和 6 0 年より西東京市ソフトテニス連盟の理事として活躍いたし、中心的な役割を果たしているところでございます。また、御自身におきましても、都民大会シニアの部で優秀な成績を残しているところでございます。

続きまして、6 人目の清水昇さんにつきましては、平成 1 4 年度より西東京市弓道連盟副理事長に就任し、第 3 6 回東京都市町村総合体育大会弓道大会で優勝するなど、顕著な功績を数々と残しているところでございます。

7人目の中村訓雄さんでございますが、昭和63年からボランティアで市内小学校におきまして空手道の指導をはじめ、平成3年に旧保谷市空手道協会に加盟し、その後西東京市空手道連盟の副会長や理事長を歴任しながら、指導した小中高校生はこの間300名を超えているところでございます。

以上、西東京市教育委員会表彰規則第3条第2号及び西東京市教育委員会表彰審査基準第3の(2)によりまして、地域、職場または西東京市体育協会において体育教育に10年以上の活動歴を有し、現在も活動中で、特に功績のあった個人ということで、西東京市体育協会より御推薦をいただいたものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきますが、本件につきましては、御決定いただいた後につきましては、来月8月20日の西東京市総合体育大会開会式のときに同時に表彰を行う予定でございます。以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 推薦されている方々は本当に12年から40年と非常に幅があって、立派な方々が推薦されているなと思いました。そこで、これだけ大勢いらっしゃるわけですが、それぞれの部門は1人に決まっているんですか。

東原スポーツ振興課長 あくまでもこちらの方は体育協会の方からの推薦をいただいているということでございまして、体育協会の方から、数ある候補者の中から推薦していただいているということの形をとっています。

角田委員 ある部門からは12年だけれども、ある部門は30数年、40年近くやって初めて推薦されたということがあり得ると。

東原スポーツ振興課長 ある部門からは10数年、ある部門からは数十年という形なんですけれども、10数年という方は総合体育大会なんかで優勝していたり、東京都の大会で準優勝していたり、それぞれ顕著な功績を数々残しているというところで、ある程度早まってきているという形をとっています。

角田委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第26号 平成18年度西東京市教育委員会表彰について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第27号 平成19年度使用西東京市立小・中学校心身障害学級教科用図書の採択について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第27号 平成19年度使用西東京市立小・中学校心身障害学級教科用図書の採択についてでございます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号に基づいて提案するものでございます。

心身障害学級教科用図書の採択につきましては、毎年採択することになっております関係上、本議案は平成19年度に心身障害学級で使います小学校、中学校の教科書をここで採択するものでございます。この心身障害学級の教科書につきましては、学校教育法第107条、特殊学級の使用する教科書の特例ということで、いわゆる文部科学省の検定外の図書でも可能ということになっております。このあたりにつきましては、心身障害学級の子どもの発達状況に合わせてということとしてございます。この教科書の採択につきましては、まず心身障害学級を設置している学校が独自に調査をし、次に、同じく心身障害学級を置いております校長先生と、各学校代表の先生で構成する調査委員会で内容を吟味した上で、それぞれの学校ごとに採択をしてきております。各委員におきましては、これまで採択しました一般用図書や、学校教育法第107条関係の教科用図書の一部を既にお目通ししていただいていることと存じます。

それでは、議案の内容について御説明いたしますと、1番目が田無小学校のわかば学級、2番目が中原小学校のつくし学級、3番目が東小学校のあすなろ学級で、国語、書写、算数、音楽、図画工作、生活の図書名が記されております。

その次に、中学校で国語から英語までということで、田無第一中学校のアイ組（旧わかば学級）と、その次に、保谷中学校ののびる学級について、それぞれ教科書を選定してきていますのでございます。詳細につきましては事務局から説明いたさせますので、御審議のほどよろしく願いいたします。私の方からは以上でございます。

中村統括指導主事 私から教育長の補足説明をさせていただきます。

まず、今、教育長からもお話がございましたけれども、本採択の流れについて若干つけ加えさせていただきます。

第1段階といたしまして、各学校で校長を中心に心身障害学級の全教員で来年度使用する教科用図書の調査・研究を行い、教育長に調査資料を提出いたしました。これが6月12日から7月3日でございます。約3週間の間、検討を各学校でしていただきました。

それから、第2段階といたしましては、その調査結果をもとに調査委員会を行いました。ここでは、心身障害学級設置校の校長、それから代表教員1名、すなわち固定学級が5校ございますので、校長5名、教員5名、計10名で各学校の調査・研究した内容について互いに協議をいたしました。これが7月4日でございます。

その調査の視点といたしましては大きく三つございますが、一つは内容が適切であるか、また二つ目は構成・分量が適切であるか、三つ目は表記・表現及び使用上の便宜はいかなものか、というところで検討を行いました。また、本年度は、特に小中学校の連携状況はいかなものか、それから各学校の児童・生徒の実態、採択できる教科用図書の冊数や範囲、それから一般図書の改訂、絶版情報などを詳細に検討いたしました。

そして、その結果を、今年度調査委員会の委員長である東小学校の屋宮校長が取りまとめ、各図書を選んだ理由を添えて教育長へ答申いたしましたして、本日の提案いたしました教科用図書のリストとなっております。

なお、記載について若干御説明申し上げますと、「検定本」というふうに記載がされております。これは、昨年度または一昨年度通常学級で採択した教科書、現在通常学級で使われ

ているものを意味するものでございます。それから、図書名の後半に丸数字や数字が書いてあるものがございますが、これは同じシリーズでも数字の大きい方が難易度が高い場合もございますし、数字よっての種類を分別する番号という意味もございます。その辺若干違いますので、説明申し上げました。以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 先ほど実物を拝見しまして、今年はいつもよりもより丁寧ないろいろと検討していただいて、とても理解ができたんですが、先ほどおっしゃいました10名の先生方での調査委員会というのは、各科目ごとというわけではなく、全部まとめたのことでですね。

中村統括指導主事 おっしゃるとおりでございます。教科ごとはございません。1校、教員1名、校長1名でございます。

大後委員 先ほど拝見してわかったんですが、文部科学省で編集している教科書というんですか、それはこの中ではどれがそうでしょうか。

中村統括指導主事 一つは、今御説明申し上げた「検定本」と記載されているものは通常学級で使われている文部科学省の検定を通ったもの。それから、もう一つはいわゆる「星本」と言われるものでございまして、例えば国語、算数の後に白い星がついているもの、これが文部科学省において著作権を有する教科用図書というふうにとらえていただければと思っております。以上でございます。

宮田委員 去年と今年で大きく違った点というのはあるんでしょうか。

中村統括指導主事 報告によりますと、基本的に中原小学校は昨年度と同様の取り扱いをしていきたいという報告を受けております。それから、詳細には今説明できませんが、各学校が数冊この学年において変えたいというところで討議をした記録はございます。詳細にわたりましては説明できません。申しわけございません。

角田委員 先ほど教育長のお話で、一人ひとりに合った指導をするというのが原則にあった、その上で教科書は同じということですが、これは保護者とか担任の方々とかからは特に異議、申し出はないのでしょうか。

中村統括指導主事 ここにお示ししたのは、いわゆる検定本と著作権本と、それから107条本の一般図書でございまして、実際の指導にあたりましては、児童・生徒の発育・発達が大きく異なる場合もございますので、ここでは主たる教材という形で活用している場合もございます。ということで、指導内容、方法についての御意見、要望等はいただいております。

角田委員 これは心身障害学級の教科書ですよね。普通学級にいる心身に障害のある子どもたちの対象にはならないのですか。

中村統括指導主事 通常学級の方に在籍する児童・生徒は、昨年度、一昨年と採択させていただきました教科書を使うという形になります。

大後委員 各学校でとてもよく考えて、いつも選択してくださっていると思うんですが、知的障害の方や、情緒障害の方や、いろいろな発達段階の方がいらっしゃる中で、1冊というのはすごく大変だと思うんですが、先ほど伺いました星本というもののほかの、出版社から出されている教科書のような本というのがたくさん使われているようなんですが、実際星本

よりもそういうものの方が使いやすいんでしょうか。

中村統括指導主事 この星本といわゆる107条本の違いと申しましょうか、これは指導者によっても違うかと思えますし、一番合わせなければならぬのは子どもの発育・発達というところをごさいますて、あくまでも主たる教材でございますので、使いにくい等が生じた場合には、自作のプリントとか、または違う図書を活用するとか、そのような形で各学級で対応しているのが現状なのかなというふうに思っております。

大後委員 これはまた来年度に向けてのことですけれども、先ほど拝見しましたら、星本のほかの教科書は、中に指導の展開とか先生用の指導書に書かれているような内容も入っていたんですが、あれは家庭で保護者がそれを見て指導できるようになっているのかなと思ったりしたんですが、そういうふうに活用なさっているのか、どうでしょうか。

中村統括指導主事 今回、各委員に御提供申し上げた教科書が私どもも実際に子どもに手渡しているものなのか、または教師用のものなのか、ちょっと私ども確認せずに集めておまして、その辺はまた次回に報告させていただければと思います。申しわけございません。

宮田委員 教科書は、子どもさんは家に持って帰れる状況なんですか。それとも学校に置いて、来たときに使うという、どちらなんでしょうか。

中村統括指導主事 これはさまざまなパターンがあるかと思えます。と申しますのは、中には図鑑系統、重たい大きなものを設定している場合もございますし、また厚さ5ミリ程度の冊子のような場合もございます。その辺は子どもの持ち運び、または管理等については各学校で工夫しているというのが実情かというふうに認識しております。

宮田委員 今日拝見させていただいているのは、図鑑ということではなくて、教科書としてかなり薄いものなんですね。そのことについて私は質問しているんですが、それは持っていないんですか持っていくんですか。それともてんでんばらばらなんですか。

中村統括指導主事 基本的には、委員御指摘の薄めの冊子といいましょうか は持ち帰り登校という形で置きっぱなしにはしないというのが原則でございます。

宮田委員 そうしますと、大後委員のおっしゃったような可能性も十分あるわけですね。

中村統括指導主事 そうです。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第27号 平成19年度使用西東京市立小・中学校心身障害学級教科用図書の採択について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 報告事項 (1)西東京市立障害児教育検討懇談会最終報告について。

富田学務課長 西東京市障害児教育検討懇談会最終報告について御報告申し上げます。

恐縮でございますが、お手元の資料をちょっと御覧いただきたいと思えます。並行して御説明を申し上げます。

表紙を開いていただきます。「はじめに」の部分を御覧いただきたいと思います。当懇談会につきましては、平成16年の5月から活動を開始いたしました。そして、この間二つの報告等をいただいております。まず、平成16年の7月に中間報告といたしまして、「西東京市の心身障害学級設置校の増設について」というのを中間報告でいただいております。それを受けまして、東小の固定級、それから東伏見小の通級、さらに芝久保小の言語の固定級、そしてさらに、これからでございますが、中学校の固定級を設置するという形で随時充実してまいりました。そしてさらに、平成17年12月には、「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置の検討について」という意見書をいただきました。これに基づきまして、今年度より市長のマニフェストによります通常学級の介助員制度を実現いたしました。このような活動の中で来年度から特別支援教育がスタートするにあたりまして、一つのまとめといたしまして、今回お手元の方での最終報告ということで、先日6月28日に八木澤俊孝座長より宮崎教育長の方に出されたものでございます。以上です。

竹尾委員長 次に、(2)東京都教育委員会 児童・生徒の学力向上を図るための調査結果について。

大町指導課長 それでは、私の方から東京都教育委員会 児童・生徒の学力向上を図るための調査結果についての報告をいたします。

恐れ入りますけれども、お手元の資料を御覧ください。前回の教育委員会におきまして、西東京市教育委員会は、「学校ごとの正答率は公表しない。西東京市の全体の正答率や授業改善のための考察は市のホームページや情報コーナーにて公表する」という決定を受けまして、以下のとおりの対応をいたしました。

西東京市の全体の正答率や授業改善のための考察は、現在お手元にあるものを市のホームページや情報公開コーナーにて7月13日から閲覧できるようになっております。また、このことは、7月15日号の「西東京の教育」にも掲載し、紹介いたしました。なお、本日はコピーで報告をさせていただいておりますけれども、ホームページ及び情報公開コーナーでは、市民の方々がよりわかりやすく見るためにカラーで掲載してございます。

次に、各学校において本データをどのように活用するかについてですが、次の4点を7月の校長会で各校長にお願いしてあります。1点目は、各学校は、この調査の結果を客観的なデータとしてとらえ、日ごろの指導の成果もあわせて活用し、授業改善推進プランを更新すること。2点目は、その際には、どこがどのように変わったのかを明らかにすること。3点目は、9月1日までに各学校は指導課へその授業改善推進プランを提出すること。4点目は、9月15日までに各学校のホームページにてその授業改善推進プランを掲載すること。この以上4点を7月の校長会で各学校に指導してあります。したがって、新しい各学校の授業改善推進プランにつきましては、まとめ次第、また教育委員会で御報告させていただきます。以上でございます。

竹尾委員長 次に、(3)(仮称)保谷駅前公民館・図書館施設整備基本計画について。

小池中央図書館長 (仮称)保谷駅前公民館・図書館施設整備基本計画について御報告申し上げます。

公民館と図書館の施設整備につきましては、本年の3月付で施設整備懇談会から施設整備

に関する御提言をいただき、教育委員会第4回定例会において御報告させていただいております。この間、説明会やアンケートなども実施し、利用者の皆様から御意見や御要望もいただきました。これらに基づいて保谷駅前に平成20年度の開館を予定している公民館・図書館の施設づくりについて庁内委員会を設置し、検討してまいりましたが、基本的な考え方をまとめることができましたので、御報告申し上げます。

それでは、お手元の資料に沿って内容を御説明いたします。恐れ入りますが、1ページをお開きください。

初めに、全体の構成について御説明いたします。この基本計画は七つの項目によって構成されています。その1番目は「施設づくりの基本理念」となっております。2番目は「公民館・図書館が提供する施設とサービス」、次のページですが、3番目は「施設づくりのコンセプト」、4番目は「共有部分の基本機能と施設づくり」、そして5番目は「公民館の基本機能と施設づくり」、次のページになりますが、6番目は「図書館の基本機能と施設づくり」、そして7番目は「施設づくりの要件と留意事項」という構成になっています。終わりに、これらの考え方をイメージした4階と5階の施設配置図をお示ししております。

それでは、1ページに戻りまして、順に要点を御説明いたします。

「1 施設づくりの基本理念」では三つの考え方を述べています。(1)市民の創造的学習に必要なサービスが提供される施設、(2)地域の核となる施設、(3)誰もが気軽に利用でき、役に立つ施設づくり、の3点でございます。

次に、「2 公民館・図書館が提供する施設とサービス」では、(1)市民交流の場となる施設の提供、(2)市民活動を支援するサービスの提供、(3)併設と駅前の特質を活かしたサービスの提供、(4)誰もが快適に利用できる施設の提供、という四つの要件を述べております。

2ページを御覧ください。「3 施設づくりのコンセプト」では、簡単・明瞭な動線、安全・快適な施設環境、誰もが安心して使える施設環境、といった七つの基本となる考え方を示しております。

次に、「4 共有部分の基本機能と施設づくり」では、市民の広場としてのロビー、公民館・図書館を一体化させる総合事務室、といった提案をしております。特に、総合事務室の設置という考え方はこれまでの西東京市にはなかった新しい施設運営の方向性を示しているものであり、公民館と図書館の複合施設という特質を活かしたサービスの提供を図ろうとするものであります。

3ページを御覧ください。「5 公民館の基本機能と施設づくり」では、公民館は「地域づくりの拠点」となる運営を目指し、地域の学習拠点、市民活動の情報センター、地域住民のつながりの場、市民活動の「ホームベース」といった基本機能を示しております。施設づくりにつきましては、5階の施設配置イメージ図をあわせて御覧ください。

4ページを御覧ください。「6 図書館の基本機能と施設づくり」では、保谷駅に直結するこれまでにない立地条件を活かした多用なサービスの提供を目指し、必要な基本機能と施設づくりを示しております。施設づくりにつきましては、4階の施設配置イメージ図をあわせて御覧ください。

次に、5ページを御覧ください。「7 施設づくりの要件と留意事項」として、具体的なプランニングを示しております。全体構成としては、施設の効率的な複合化を実現するために、4階に図書館機能、5階に公民館機能を主に配置し、全体の総合受付及び管理機能を4階に集約して設けるとしております。また、ロビーやテラスの整備、避難動線の確保、使用形態に応じた施設整備の工夫といった留意点を示しております。

これら7項目の考え方に基づいて施設配置イメージ図を描いております。

以上、概要を御報告いたしました。なお、今後の予定としましては、9月1日から21日までの間、基本計画に基づくパブリックコメントを実施し、本年度中には実施設計を行っていく予定でございます。よろしくお願いを申し上げます。

竹尾委員長 報告が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 まだ今の段階ではどうなのかわからないんですが、市民の方からも要望がありましたような調理機能を施すという会議室が計画されていますが、これはテーブルの中にコンロが組み込まれているというような、そういう配置になるのでしょうか。

相原保谷公民館長 ただいまの調理器具の件でございますが、施設の規模等を考えまして、今のところ（仮称）保谷駅前公民館につきましては、各部屋の使用形態につきましては柔軟に対応するというので、調理室そのものを設置する考えはございませんが、一応調理機能を導入するというので、今のところ考えておりますのは、調理器具を壁面に寄せて設置することを想定しております。以上でございます。

角田委員 西東京市障害児教育検討懇談会最終報告の中の校内体制の件で教えていただきたいのですが、この特別支援教育コーディネーターというのは新たな名前なのでしょうか。そしてまた、今学校にはどなたかがこの役割をとっていらっしゃるのか、ちょっとこのあたりを教えてください。

中村統括指導主事 校内体制を特別支援に対して整えると、そのためのコーディネーターということでございますが、現状では各学校1名配置しております。ただ、この配置と申しますのは、校長が今いる職員の中でこの特別支援の運営や、または対応を中心となって進める役割ということで指名をしているということが現状でございます。以上です。

角田委員 そうすると、何か新たな資格とか、そういったものの必要な人を充てるというわけではないのですか。

中村統括指導主事 特段、特別な資格または免許等を必要としてはございません。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第5 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての御質問等がありましたらお受けしたいと思います。

大後委員 もう夏休みに入ったところですが、学校だよりなどを拝見していると、夏休みは日直の先生方しか登校なさらないで、先生方はもういらっやらないような印象を受けた学校だよりがあったんですが、夏休み中の先生方の勤務状況と伺いますか、どんな感じで、子どもたちとはどのくらい連絡ができるものなのかしらと、ちょっと心配になったんですが。

大町指導課長 夏休み中の教員の勤務形態は、原則といたしまして休みではないときと変わりません。ただ、休み中で子どもがおりませんので、教員はその間に研修をいろいろ受けたり、またはプール指導にあたりたり、中学校では部活動を行ったり、または教育サービスとして補習などを行っております。時期によっては学校に日直と管理職しかいないような時期もありますけれども、ほとんどの場合、かなりの数の教員が実際には勤務している状況でございます。また、その先生とどのようにして連絡をとるのかは、学級だよりや、または夏休み前の保護者会等でいついつはいるので、このときに相談に来なさいとかという指示がなされていると聞いております。

大後委員 いろいろ各学校のホームページが最近とても充実していて、全部拝見するのがすごく大変でしたけれど、各学校でそれぞれ工夫を凝らしていらして、夏休みのことまで丁寧に対応していらっしゃる学校もあるんですが、校長先生が個人で更新してとても充実しているページをつくっていらっしゃる場所もあれば、スクールカウンセラーの方が御自分で毎回更新していらっしゃるような場所もあるんですけれども、それを拝見していると、すごく熱心だなと感心したんですが、夏休み中はもうすっかり相談業務はお休みなので、こういうところでかわりに相談してくださいというふうにいる親切に載っているんですが、ちょっと勤務体制のことまではわからないんですけれども、夏休みこそゆっくり相談したいとか、先生と話をしたいとかという希望はあるんじゃないかと、思うんですけど、どうなんでしょうか。

大町指導課長 学校によってその状況はまちまちでございますけれども、学校によっては、この夏休み中になかなか授業時間確保のためにできなかった家庭訪問を行ったり、または個人面談を行ったり、工夫をしております。ただ、委員御指摘のように、そういう姿が見えてこないというのも反省点としてありますので、各学校に是非ともそのような意見があるということをご私の方から直接指導していきたいと思っております。

大後委員 先ほど子どもたちの学校とのかかわり方をちょっと伺ったんですが、プールのことなども含めて学校と家と、それからそのほかとを移動するときに自転車を使って移動することが多いみたいなんですけど、今はとても安全面でいろいろ対策をとっていらっしゃるお話も伺いましたけれども、特にそういうことの対応はどうでしょうか。

大町指導課長 学校が行う教育的な授業であるとか行事について子どもが自転車で学校に行くということは禁じております。ただ、部活動でちょっと離れたほかの学校へ自転車で行くという事実もありますので、その辺の自転車の乗り方であるとか引率の仕方、また休み中の学校以外での自転車の乗り方につきましては、私どもの方から各学校に文書も出しておりますし、各学校の休み前の保護者会等で生活指導主任等から指導しているところでございます。

大後委員 セーフティー教室が非常に充実しているんですが、自転車教室というのもあったと思いますが、最近は自転車の乗り方教室というのはないんですか。

中村統括指導主事 自転車乗り方教室がすべての学校で行われているかと問われますと、これはまた言い切れないところがございます。ただし、各学校においては月に1日、安全指導日というのを設けることが教育課程の中で位置づけられています。これは、交通安全も含めて、例えば地震もそうですし、災害から身を守るということも含めてこの辺は確実に各学校

が取り組んでおります。

宮田委員 昔は、夏休みというのは親と子の触れ合いとかというようなことがいろいろ言われていたかと思いますが、最近では女性の社会進出という問題もありますし、少子化、男女共同参画事業といったようなことがあって、女性が社会的に進出しているために、むしろ学校に行ってほしいというようなニーズが私にはあるのではないかなと思うんですね。これは来年からすぐという今、全般ということで委員長がおっしゃったから私は申し上げるんですが、やはり昔のままのイメージでずっと夏休みがあり続けるということではないのではないかなと思っております。いわゆる社会がどんどん変革し変わっていくときに、夏休みのあり方自身も変わらざるを得ないのではないかなというふうに思うんですね。特に少子化で女性の社会進出 ここにもたくさんの方々がいらっしゃいますけれども、仕事に来ると、やはり子どもが家にいるとかえって心配ということもあるのではないかなと思います。そういうことを踏まえた社会情勢の変革に対して、教育委員会ないし教育として、今後どういうふうに考えていくかというのを、今から手を打っていく必要があるんじゃないかなと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

中村統括指導主事 大きな課題を今いただいておりますが、実態ということで御報告をさせていただきます。

この長期休業、夏季休業中の教育指導の取り組みということで、先ほど指導課長が述べましたプールのことは除いてでございますけれども、例えば、補習や教科指導を行ったかというような実態でございます。小学校は17年度の実績といたしましては、19校中17校が教科指導を行っており、それから中学校は9校中9校、7日から10日程度の学校が15校、4日から6日程度の学校が7校ということで、私どももこれまでの学校から見ますと、随分夏季休業中の授業といいましょうか、このような、学校に足を運ぶ子どもたちが多くなったなという感想を持っておるところでございます。

大町指導課長 それに補足しまして、また夏休みのあり方につきましては、ただいま西東京市では、いわゆる学校二期制というものを指定校を置いて検討しております。その二期制の検討の中で、夏休みの期間のあり方であるとか、夏休み中の過ごし方であるとかも当然検討課題に入っておりますので、教育プラン21の視点もありますので、その辺も含めて検討していきたいと考えております。

大後委員 私が細々と具体的なことを伺っていたところを宮田委員がすごく大きくまとめてくださっているんですが、私もさっきから申し上げていますが、「夏休みは家庭の問題ですよ」というふうに言えない部分というのがたくさんあって、しかも先生方の勤務体制も変わってきて昔のように夏休みは日直の先生だけというわけではないので、その辺をやはりより子どもたちとのつながりというんでしょうか、夏休みも今までの1学期のつながりをずっともっと深めていくような関係が持てれば良いかなと思っているいろいろ伺っていました。よろしくお願いたします。

宮田委員 とにかく、「働く女性に優しい西東京市」とか、何かキャッチフレーズをつくって、夏休みの生活なんかも含めたことをしたらいかがなんでしょうか。全体的なスケジュール等。そうしますと、西東京市に住むとお母様方が働きやすい、安心して子どもを持てると

というようなことにつながってくるんじゃないかと思うんですね。今、上智大学の先生だった方が大臣ですよ。

大後委員 猪口さん。

宮田委員 猪口さん。ああいうところにむしろ持っていくと補助金がもらえるとか、そういうことがあるんじゃないかと思えますので、みんなで知恵を出したらいかがでしょうか。

角田委員 別の観点で、最近、教員の不祥事について教育委員会の対応が問題になっていることがありましたけれども、西東京市ではこの1学期間、ございませんでしたでしょうか。

大町指導課長 教員の服務上の問題につきましては、幸い西東京市ではこの1学期間はありませぬ。また、昨年来、東京都教育委員会もこの服務の事故につきましては大変強い気持ちを持っておりまして、全校、悉皆で服務研修を行っております。

大後委員 先ほど出ました東京都教育委員会が行った児童・生徒の学力向上を図るための調査のことですが、今回の「西東京の教育」に記事が載っていますけれども、実際ホームページを見ますと、本当に指導課が中心で、とても詳しくこれからの授業改善プランに向けていろいろと分析されていますので、何かホームページを見るのはかなり大変なので、この次の機会にでも、もう少しそれを紹介できるような計画はないでしょうか。

村野学校教育部長 質問の趣旨というのがちょっと鮮明にわからないんですが、教育委員会のスタンスといたしましては、ホームページに掲載したあれをもって終了ということになりますが、今後、各学校でつくられる授業改善推進プラン、これは学校のホームページに当然9月以降掲載されるわけございまして、あわせて学校でもそれなりに保護者にいかにこの改善推進プランを理解していただくか、それぞれの学校で努力していくと思えます。したがって、それで今回の周知というんでしょうか、PRについては対応してまいりたいというふうに考えています。

大後委員 私の質問の趣旨は、すごく丁寧に分析してくださっているので、保護者の方以外の一般市民も西東京の子どもはどうだったんだろうというふうに関心を持っているのではないかなと思ったものですから、せっかくそういう調査結果があるので、もう少し、もうちょっと広報のどこかでできたらどうかしらという、そういうことなんです。これでもう別に市民の方も要望がなければ私たちがホームページを見ればいいことなんです。あまりそういう要望はないでしょうか。

村野学校教育部長 実は、前回、前々回と市報を用いてのお知らせという形をとりましたが、今回全体的な素点の公表、東京都全体、そして西東京市、こういう形での公表になりまして、今までのような形で市報に掲載する市報といいますか、教育広報に掲載するということが物理的に困難になってしまった。当初は御承知のように、中学校のみという形で、それも学校別の公表もしてまいりましたが、それはやはりスペースの問題で、今回こういう措置をとらざるを得ないということになりました。これに対して特集号は果たしてどうなんだろうという、そこまで実は保護者あるいは市民からのお問い合わせ等もございませんので、そういった大きな反響というんでしょうか、これをもうちょっと鮮明に紙ベースで広報してもらいたいというような意向があれば、また対応を考えますが、今のところそういった要望はございませんので、当面はこのままの方向で進めていきたいというふうに考えています。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第5 その他、を終わります。

以上をもちまして平成18年西東京市教育委員会第7回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 5 5 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員